

# 身体拘束ゼロへの指針

社会福祉法人なごみ会  
身体拘束排除委員会  
平成30年7月23日

～目次～

1. 身体拘束とは
2. 身体拘束排除委員会
3. 「緊急やむを得ない場合」の定義
4. 「緊急やむを得ず」身体拘束を実施する場合の手続き

# 1. 身体拘束とは

利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、

- ① 身体拘束や利用者の行動を制限する行為は禁じられている。  
(介護保険指定基準 等)
- ② 身体拘束は、高齢者虐待(身体的虐待)であると考えられている。  
(介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き(中央法規)より)

## (1)身体拘束の具体例

下記は一部の例であり、「利用者の行動を制限する行為」であれば身体拘束に該当する。※「身体拘束ゼロへの手引き(厚生労働省)」より抜粋

- ① 車いす、ベッド等に体幹や手足等を紐等で縛る。
- ② ベッドを柵(サイドレール)や壁で囲む(いわゆる4点柵や壁際2点柵)
- ③ 点滴等のチューブを抜かないように、手足を紐等で縛る。
- ④ 点滴等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける。
- ⑤ 車いすからのずり落ち防止等のために、腰ベルト・Y字型拘束帯・車椅子テーブル等をつける。
- ⑥ 脱衣やおむつはずしを制限するためにつなぎ服を着せる。
- ⑦ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に使う。
- ⑧ 自分の意思で開けることのできない鍵付き居室等に隔離する。

## (2)「利用者の行動を制限する行為」について

上記の具体例は例示であって、身体拘束の全てではなく、身体拘束の定義は「利用者の行動を制限する行為」が対象である。

では、「離床センサー(センサーマット)」が身体拘束に該当するかについて、例えば、センサーが感知した場合に問答無用に臥床を強いていれば、「身体拘束」に該当し、「サッシ窓用固定金具」についても本人の訴えに関係なく窓を開けないようなケアは「身体拘束」に該当する。

一方で、「離床センサー」を歩行が不安定な利用者の歩行介助のために使用したり、「サッシ窓用固定金具」を安全確保を目的とした上で、利用者に装置装着を説明し、利用者の訴え等により開錠するのであれば、身体拘束には該当しないと考えられる。

以上のように、同じケアの方法であっても目的や運用によって身体拘束

束か否かは異なるため、絶えず自問自答していく姿勢が必要であり、検討の際は、「ケアの目的は何か」、「ケアにより利用者に強いストレスを与えないか」、「利用者の要求を一方向的に遮断するケアではないか」という観点により「身体拘束」に該当するか判断する。

### (3) 身体拘束がもたらす弊害

- ① 身体的弊害
  - ・ 関節の拘縮、筋力の低下、身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生
  - ・ 食欲低下、心肺機能、感染症への抵抗力の低下
  - ・ ベッド柵の乗り越えによる転落事故、車いすからの無理な立ち上がりによる事故等の発生リスク大
- ② 精神的弊害
  - ・ 意思に反して行動を制限されることによる屈辱、あきらめ、怒り等  
⇒せん妄など認知症症状の悪化、精神的苦痛、尊厳の侵害
  - ・ 家族への精神的ダメージ  
⇒入所させたことに対する罪悪感、怒り、後悔
  - ・ 安易な拘束が常態化することによる介護従事者の士気・対応スキルの低下  
⇒介護の質低下
- ③ 社会的弊害
  - ・ 介護保険事業所、施設等に対する社会的な不信、偏見

## 2. 身体拘束排除委員会

社会福祉法人なごみ会では、法人全体として身体拘束ゼロに向けて取り組むために、「なごみ会身体拘束排除委員会」を設置する。

また、「かけはし木場短期入所生活介護」、「かけはし福江短期入所生活介護」、「かけはし木場住宅」の各事業においても「身体拘束排除委員会」を設置する。

### (1) なごみ会身体拘束排除委員会

#### 《設置目的》

- ① 身体拘束に関連するケアの現状把握(センサーマット、サッシ窓用固定金具)
- ② 身体拘束ゼロに向けたケアのあり方検討
- ③ 身体拘束解除後の経過観察状況の確認
- ④ 身体拘束ゼロに向けた職員研修のあり方の検討

#### 《構成員》

委員長は施設長の中から選出し、委員は法人全体として取り組むべく、各施設の責任者(施設長)に加え、「訪問介護」、「通所介護」、「短期入所(福江)」、「短期入所(木場)」、「かけはし木場住宅」の各事業所から1名以上を選出する。

#### 《開催時期》

- ① 定例会として少なくとも3か月に1回以上開催することとする。
- ② 必要に応じて臨時会を開催することとする。

#### 《会議結果の周知》

- ① 会議の記録係は会議終了後1週間以内に委員長の了承を得ること。
- ② 記録係は、了承後速やかに議事録(必要に応じて会議資料)を関連部署に回覧するなどして、周知徹底を図ること。

## (2) 各事業所における身体拘束排除委員会

### 《設置目的》

- ① 身体拘束に関連するケアの現状把握（センサーマット、サッシ窓用固定金具）
- ② 身体拘束ゼロに向けたケアのあり方検討
- ③ 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討
- ④ 身体拘束実施中の経過観察及び解除に向けた検討
- ⑤ 身体拘束解除後の経過観察状況の確認
- ⑥ 身体拘束ゼロに向けた職員研修の実施（少なくとも年に2回以上実施）

### 《構成員》

施設長を委員長とし、委員は職種や保有資格のバランスに考慮し、必要に応じて、専門職をカンファレンス等に加えるなどして適性を確保する。

### 《開催時期》

- ① 身体拘束対象者の有無に関わらず、定例会は少なくとも3か月に1回以上開催すること。
- ② 身体拘束の実行を見据えたカンファレンスは速やかに臨時会を開き検討すること。
- ③ 身体拘束実施中は必要に応じて積極的に開催すること。（少なくとも1か月に1回以上開催）

### 《会議結果の周知》

- ① 会議の記録係は会議終了後1週間以内に委員長の了承を得ること。
- ② 記録係は、了承後速やかに議事録（必要に応じて会議資料）を事業所内で回覧するなどして、周知徹底を図ること。

## 3. 「緊急やむを得ない場合」の定義

「緊急やむを得ず」身体拘束を行うことが認められる場合は、①「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の3つの要件を満たし、②これらの要件の確認等の手続きが慎重に実施されているケースに限るものとする。

3つの要件とは ※（「身体拘束ゼロへの手引き(厚生労働省)」より）

### 切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

#### 【判断の留意点】

身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

### 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

#### 【判断の留意点】

いかなるときでも、まずは身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命または身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならない。

### 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

#### 【判断の留意点】

本人の状態像等に応じて必要となれる最も短い拘束期間・拘束時間を想定する必要がある。

## 4. 「緊急やむを得ず」身体拘束を実施する

### 場合の手続き

#### (1)カンファレンス(臨時委員会)の実施

緊急やむ得ない状況の可能性があれば、各事業所における身体拘束排除委員会の臨時会を開催し、拘束による利用者の心身の弊害、拘束をしない場合のリスクについて検討し、①切迫性②非代替性③一時性の3つの要件を満たしているか慎重に検討し、その理由を整理する。

##### 【留意点】

- ・カンファレンスを実施した場合は、必ず、別紙「緊急やむ得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」を作成し保管する。
- ・当臨時会には、施設長、管理者、生活相談員、看護師、なごみ会身体拘束排除委員が出来る限り出席するものとする。

#### (2)利用者本人や家族等に対する説明

身体拘束の必要な理由や方法、期間(時間)等を記した、別紙、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」を作成・説明し、説明を受けた旨の署名をいただき保管する。

##### 【留意点】

- ・説明は拘束予定開始前に行い、対面式により行う。
- ・対面式による説明が困難な場合は、説明書を郵送し、電話等にて説明書の内容を詳細に説明する。
- ・担当の介護支援専門員にも速やかに連絡するものとする。

#### (3)記録

記録は、原則として別紙「緊急やむ得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」に毎日実施する。

##### 【留意点】

- ・当該記録は、カンファレンスの際の判断材料となることから、身体拘束排除の観点から常に観察・検討すること。
- ・記録した内容は、関係職員がリアルタイムで情報共有すること。

#### (4)再検討

身体拘束開始後、各事業所の身体拘束排除委員会は必要に応じてカンファレンスを開催し、身体拘束排除に向けた検討を行う。

##### 【留意点】

- ・カンファレンスは少なくとも1月に1回は実施する。
- ・拘束期間中に顕著な変化等みられる場合は臨時会を開催し、早期の拘束排除ができないかの判断を行う。
- ・カンファレンスを開催した場合は、必ず、別紙「緊急やむ得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」を作成し保管する。
- ・カンファレンスを実施した場合は、速やかに家族に状況を報告する。

#### (5)拘束の解除

再検討の結果、拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに解除し、その旨、家族に連絡する。

ただし、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に記載した身体拘束実施予定期間内に、拘束解除を行えないと判断した場合は、改めて、説明書を作成し、説明を受けた旨の署名をいただき保管する。



【別紙1】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

〇 〇 〇 〇 様

- 1 あなたの状態が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- A 入所者（利用者）本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 〈場所、行為（部位・内容）〉	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月 日 時から 月 日 時まで

上記のとおり実施いたします。

平成 年 月 日

施設名 代表者

印

記録者

印

（利用者・家族の記入欄）

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

平成 年 月 日

署名

（続柄 ）

【別紙2】

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

○ ○ ○ ○ 様

月日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス参加者	記録者サイン